改正 平成28年11月30日 原規技発第1611307号 原子力規制委員会決定

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規研発第 1311271 号(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定))の一部を次のように改正する。

平成28年11月30日

原子力規制委員会

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の 解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附則

この改正は、平成28年11月30日より施行する。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
構造及び設備の基準に関する規則	(改正後)	(現行)
第一条~第三条 (略)	第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(地震による損傷の防止)	第4条(地震による損傷の防止)	第4条(地震による損傷の防止)
第四条 試験研究用等原子炉施設は、地	1 第4条の適用に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条の規定を準用す	1 第4条の適用に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条の規定を準用する
震力に十分に耐えることができるも	る。ただし、実用炉設置許可基準解釈第4条2に規定する耐震重要度分類につい	ただし、実用炉設置許可基準解釈第4条2に規定する耐震重要度分類については
のでなければならない。	ては、2によること。 <u>また、実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用</u>	2によること。
	するに当たり、次のとおりとする。	
	一 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二に規定する「共振のおそれのある施設	
	については、その影響についての検討を行うこと。」について、Sクラスに属す	
	る施設を有しない試験研究用等原子炉施設に対しては、共振のおそれのある施	
	設への影響の検討に用いる地震動として、弾性設計用地震動に2分の1を乗じ	
	たものに代えて、建築基準法等に基づく評価において使用する地震動を参考に	
	設定することができる。	
	二 実用炉設置許可基準解釈第4条3の三に規定する「建築基準法等の安全上適	
	切と認められる規格及び基準」(以下「建築基準法等の規格等」という。) につ	
	いては、その改正があった場合において、Sクラスに属する施設を有しない試	
	験研究用等原子炉施設におけるCクラスの建物・構築物のうち、次に掲げる要	
	件を全て満たすものであって、改正後の建築基準法等の規格等を適用しないこ	
	ととされているものに対しては、改正後の建築基準法等の規格等を用いないこ	
	<u>とができる。</u>	
	<u>イ</u> 当該建物・構築物の安全機能が喪失した場合において、放出される放射性	
	物質の量及び放射線量が極めて微量であるものであること。	
	四 当該建物・構築物内に点検等の一時的な立入り以外の立入りがないこと。	
2 前項の地震力は、地震の発生によっ	2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子	2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原
て生ずるおそれがある試験研究用等	炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地	炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、1
原子炉施設の安全機能の喪失に起因	震により発生するおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失(地震	震により発生するおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失(地震
する放射線による公衆への影響の程	に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪	に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の野
度に応じて算定しなければならない。	失を含む。) 及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各	失を含む。) 及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、
3 • 4 (略)	施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」とい	施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」と
	う。) をいう。試験研究用等原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス	う。)をいう。試験研究用等原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス
	(以下「耐震重要度分類」という。) に分類するものとし、その分類の考え方は	(以下「耐震重要度分類」という。) に分類するものとし、その分類の考え方

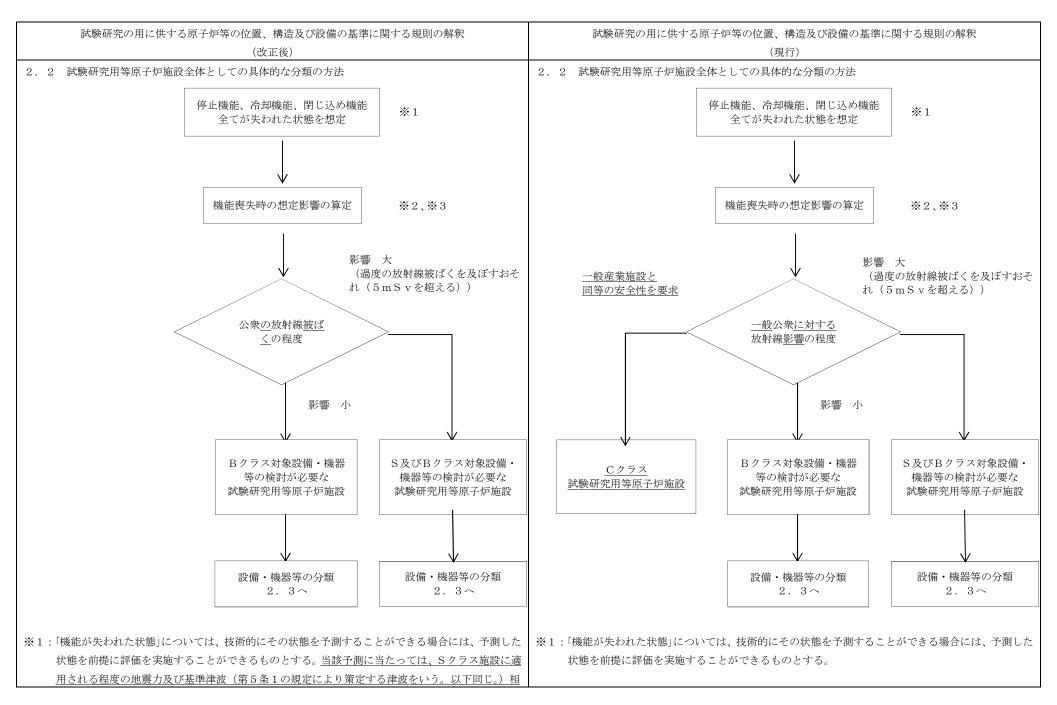
以下のとおりであり、具体的な分類の方法は別記1「試験研究用等原子炉施設の

以下のとおりであり、具体的な分類の方法は別記1「試験研究用等原子炉施設の

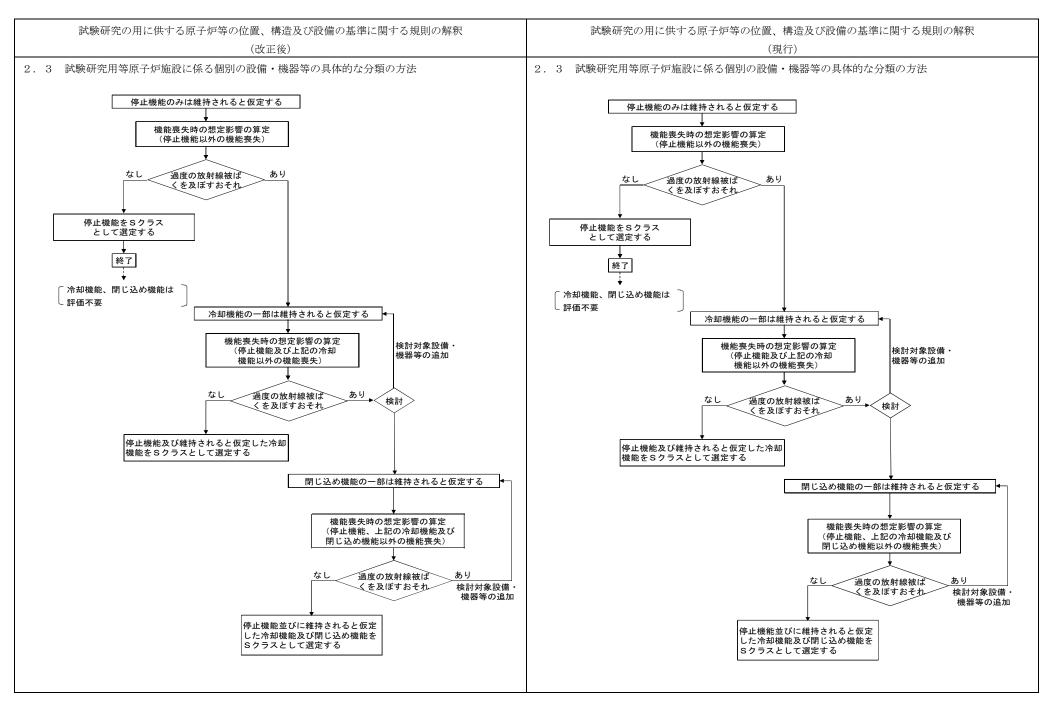
試験研究の用に供する原子炉等の位置、	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
構造及び設備の基準に関する規則	(改正後)	(現行)
	耐震重要度分類の考え方」による。	耐震重要度分類の考え方」による。
	ー Sクラス	<b>一 S</b> クラス
	次に掲げる施設はSクラスとする。	次に掲げる施設はSクラスとする。
	イ 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを	イ 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを
	与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。	与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。
	上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失	上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失
	による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故 <u>当</u> たり5 <u>ミリシーベルト</u> を	による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故 <u>あ</u> たり 5 <u>mSv</u> を超えること
	超えることをいう。	をいう。
	ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
	二・三 (略)	二・三 (略)
	3 (略)	3 (略)
第五条~第二十一条 (略)	第5条~第21条 (略)	第5条~第21条 (略)
(放射性廃棄物の廃棄施設)	第22条 (放射性廃棄物の廃棄施設)	第22条(放射性廃棄物の廃棄施設)
第二十二条 工場等には、次に掲げると		
ころにより、通常運転時において放射		
性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄		
物を保管廃棄する施設を除く。)を設		
けなければならない。		
一 周辺監視区域の外の空気中及び周	1 第1号に規定する「十分に低減できる」とは、As Low As Reasonably	1 第1号に規定する「十分に低減できる」とは、As Low As Reasonably
辺監視区域の境界における水中の放	Achievable (以下「ALARA」という。)の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施	Achievable(以下「ALARA」という。)の考え方の下、「発電用軽水型原子炉施
射性物質の濃度を十分に低減できる	設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日 <u>原子力委員会</u> 決定)	設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決
よう、試験研究用等原子炉施設にお	を参考に、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることをいう。	定)を参考に、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低くすることをいう。
いて発生する放射性廃棄物を処理す	2 (略)	2 (略)
る能力を有するものとすること。		
二・三 (略)		
第二十三条~第二十九条 (略)	第23条~第29条 (略)	第23条~第29条 (略)
(通信連絡設備等)	第30条(通信連絡設備等)	第30条(通信連絡設備等)
第三十条 工場等には、設計基準事故が	1 (略)	1 (略)
発生した場合において工場等内の人に	2 第1項に規定する「必要な指示」とは、敷地内の人に対し、 <u>過度の</u> 放射線被ば	2 第1項に規定する「必要な指示」とは、敷地内の人に対し、 <u>著しい</u> 放射線被ば
対し必要な指示ができるよう、通信連絡	くを防止するという観点から行う事象の発生の連絡や避難指示等をいう。	くを防止するという観点から行う事象の発生の連絡や避難指示等をいう。
設備を設けなければならない。		
2 (略)	3 • 4 (略)	3 • 4 (略)
第三十一条~第三十九条 (略)	第31条~第39条 (略)	第31条~第39条 (略)

試験研究の用に供する原子炉等の位置、 構造及び設備の基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
(多量の放射性物質等を放出する事故	第40条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)	第40条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)
の拡大の防止)		
第四十条 中出力炉又は高出力炉に係	1 第40条の要求は、中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設につ	1 第40条の要求は、中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設につ
る試験研究用等原子炉施設は、発生頻	いては、設計基準事故より発生頻度は低いが、敷地周辺の公衆に対して過度の放	いては、設計基準事故より発生頻度は低いが、敷地周辺の一般公衆に対して過度
度が設計基準事故より低い事故であ	射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの)	の放射線被ばく (実効線量の評価値が発生事故当たり 5 mSv を超えるもの) を与
って、当該施設から多量の放射性物質	を与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。	えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。
又は放射線を放出するおそれがある	2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象や施設の特徴	2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象に起因する多
ものが発生した場合において、当該事	<u>を踏まえた内部事象</u> に起因する多重故障を考慮すること。	重故障を考慮すること。
故の拡大を防止するために必要な措	3 (略)	3 (略)
置を講じたものでなければならない。	4 第40条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事	4 第40条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事
	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な <u>常設又は</u>	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な設備の設
	<u>可搬型</u> 設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれら	置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効
	と同等以上の効果を有する措置をいう。	果を有する措置をいう。
	一・二 (略)	一・二 (略)
第四十一条~第五十二条 (略)	第41条~第52条 (略)	第41条~第52条 (略)
(多量の放射性物質等を放出する事故	第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)	第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)
の拡大の防止)		
第五十三条 試験研究用等原子炉施設	1 第53条の要求は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について	1 第53条の要求は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について
は、発生頻度が設計基準事故より低い	は、設計基準事故より発生頻度は低いが、敷地周辺の公衆に対して過度の放射線	は、設計基準事故より発生頻度は低いが、敷地周辺の <u>一般</u> 公衆に対して過度の放
事故であって、当該施設から多量の放	被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5 <u>ミリシーベルト</u> を超えるもの)を	射線被ばく(実効線量の評価値が発生事故当たり5 <u>mSv</u> を超えるもの)を与える
射性物質又は放射線を放出するおそ	与えるおそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。	おそれのある事故についての評価及び対策を求めるものである。
れがあるものが発生した場合におい	2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象や施設の特徴	2 事故の想定に当たっては、自然現象等の共通原因となる外部事象に起因する多
て、当該事故の拡大を防止するために	<u>を踏まえた内部事象</u> に起因する多重故障を考慮すること。	重故障を考慮すること。
必要な措置を講じたものでなければ	3 (略)	3 (略)
ならない。	4 第53条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事	4 第53条に規定する「当該事故の拡大を防止するために必要な措置」とは、事
	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な <u>常設又は</u>	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な設備の設
	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な <u>常設又は</u> 可搬型設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれら	故の発生及び拡大の防止、放射性物質の放出による影響の緩和に必要な設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効
	<u>可搬型</u> 設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれら	置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効
	可搬型設備の設置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれら と同等以上の効果を有する措置をいう。	置及び手順の策定等であり、例えば、以下に示す措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置をいう。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (改正後)	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)
(別記1)	(別記1)
試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類の考え方  1. 基本方針	試験研究用等原子炉施設の耐震設計上の重要度分類は、試験研究用等原子炉は一般的に発電用原子炉に比べて出力が小さく、また、その規模・型式が多種多様であることから、「施設の特徴を踏まえ、安全機能の喪失を起こした場合の放射線による公衆への影響の程度に応じて、耐震設計上の区分」を行うこととする。具体的には、内蔵する放射性物質の外部への放散を仮定した場合の一般公衆に対する放射線影響(以下、「機能喪失時の想定影響」という。)の程度によって、重要度分類を行うことを基本方針とする。  2・2.1 (服务)



試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
(改正後)	(現行)
当の津波を想定して、予測を行うこと。ただし、基準津波相当の津波に係る津波高さ及び遡上範囲	
の設定に当たっては、必ずしも地質学的調査等を行う必要はなく、国や地方公共団体が公表してい	
る想定津波高さ及び周辺の原子力施設で設定された津波高さを参考に、試験研究用等原子炉施設の	
<u>立地状況を考慮して、津波高さ及び遡上範囲を設定することができるものとする。</u>	
※ 2 · ※ 3 (略)	※2・※3 (略)



	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
	(改正後)	(現行)
注1)	(町名)	注1) (略)
注2)	停止機能、冷却機能及び閉じ込め機能を有するBクラスとしての設備・機器等を選定する際の本	注2) Bクラスとしての設備・機器等を選定する際も、本フロー図の考え方に準じて分類すること。
	フロー図の適用については、「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」とあるのは、「敷地周辺の公	
	衆が被ばくする実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以上であるおそれ」とする。	
注3)	「Bクラス対象設備・機器等の検討が必要な試験研究用等原子炉施設」に分類された試験研究用	(新設)
	等原子炉施設のうち、通常運転時において放射性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃	
	棄する施設を含む。)並びに核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設にあっては、本フロー図にかか	
	わらず、安全機能を喪失した場合に敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低いものは、Cク	
	ラスに分類することができる。	
	この場合において、上記の「敷地周辺の公衆が被ばくする線量が十分に低い」とは、「発電用軽	
	水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)を	
	参考に、実効線量が発生事故当たり50マイクロシーベルト以下であることをいう。	